

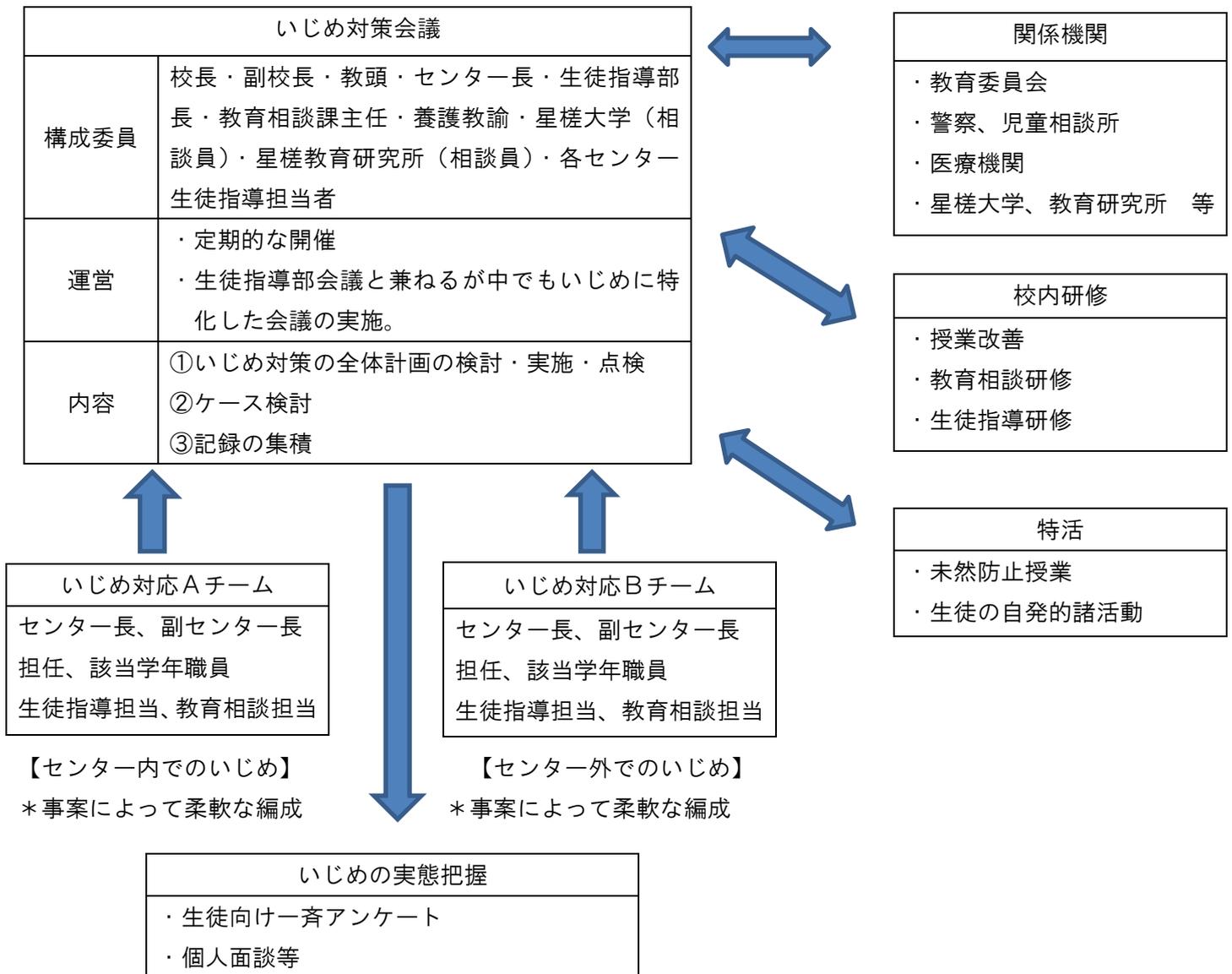
# 【いじめ防止等対策組織図】

## ◇組織対応の基本的な考え方

『いじめは、どこの学校・センターにも・どの学年にも、どの生徒にもおこりうる前提のもと、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが原則』

- ① いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
- ② いじめ対策は同一歩調で取り組む組織やルールを作る。
- ③ いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応を図る。
- ④ 各センターで起きていることを見えるようにして、担任をセンター・学校全体でフォローする。
- ⑤ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
- ⑥ 時系列に沿って、経過記録を残す。

## ◇いじめ対策会議の設置



## ◇いじめ対策担当の設置

いじめ問題について、組織的に対応するための分掌であり、生徒指導部（部長）が兼ね、部内にいじめ対策課を置き、いじめに特化した業務を行う。

『いじめ対策担当業務』

- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアルの立案。
- ・いじめ対策会議の運営と、いじめ問題の「見える化」の推進。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言。
- ・ケース記録の集積。